

食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

<https://www.ofsi.or.jp/>

2025

4月号

No.352

I N D E X

- 巻頭言 ②
- 〈農林水産省〉
「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律
及び卸売市場法の一部を改正する法律案」について ④
- 令和6年度 優良経営食料品小売店等表彰事業
農林水産大臣賞受賞店の概要（抜粋） ⑤
- 第46回 食品産業優良企業等表彰 受賞者決定 ⑥
- 〈農林水産省〉
価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について ⑦
- 食流紀行 ⑧



第46回食品産業優良企業等表彰 受賞者の皆様
(令和7年3月10日表彰式開催 於：如水会館)

巻頭言

トランプ政権は2月13日AP通信をホワイトハウスにおける記者会見から除外した。これはAP通信が、メキシコ湾をアメリカ湾と変更した大統領令に従わず、その後もメキシコ湾と言う呼称を使用し続けたためである。これに対してAP通信はホワイトハウスの係官を連邦地裁に提訴した。

このトランプ政権による報道機関に対する対応は、米国憲法にある表現や報道の自由を阻害する動きであり、米国内で前回の巻頭言で懸念したような事態が進んでいる一つの証左ではないかと思う。

それはともかくとして、この動きを見ていて、チリでのある出来事を思い出した。

それは、2011年10月にチリ大使に就任してしばらくして、陸軍の地図を作成する機関、陸軍地理院（Instituto Geografo Militar 以下、「IGM」と言う）を訪問したときのことである。長官との会談を終え、地図を作成したり印刷する場所を見学してそろそろ退出しようとしていたときに、大きなホールの壁に貼られていた世界地図を見て随行してきた書記官が血相を変えて私にこう言った。

「大使、大変です。日本海がこの世界地図では東海（Mar de Este）と書かれています。」

この事態を受けて直ちに私はチリ外務省の日本担当局長に面会を求め、早急な是正を申し入れた。その局長は、チリ政府としては、海域の名称については国際水路機関（IHO）で採用されている名称を使用するというのが基本的立場であり、IGMに日本海（Mar de Japon）と改めるよう指示する旨答えてくれた。

世界の地名については国連地名標準化会議またはIHOで定められ、特に水域の名前についてはIHOで決められており、歴史的に確定した名称についてはそれが採用されてきている。これは、海域の統一的な採用を通じて航行の安全、円滑な航行を確保するためである。チリ政府は基本的に国際的な協定や約束を重視する基本姿勢が非常に強く、IGMにおける日本海の呼称についての対応はその基本的政策に反するものであるということを明確にしたところである。

しばらく経ってその機関が発行する地図帳の中の日本海の表記は、東海から正式な日本海に改正されていることを確認した。

日本の皆様はあまり知らないと思うが、韓国では国を挙げて日本海の呼称の変更のためにいろんなところで働きかけをしている。

政府は主に I H O で活動をしている。最近の動きについてはつまびらかにしないが、私がチリにいたころは毎回の I H O の会合において日本海という呼び名は日本の拡張主義、帝国主義の反映として採用されてきたものであり、歴史的に韓国が採用してきた東海という名前に変えるべきである、それができなければ東海、日本海と併記すべきであると主張している。韓国政府が初めて国際場裏でこの名称問題を持ち出したのは 1992 年であり、それまでは何も異議を唱えていなかった。これは韓国の国内政治状況の変化を反映したものであり、他の歴史問題と同じ流れにある。

もちろん、日本政府はその都度、日本が富国強兵などの政策をとる以前から欧米での一般的名称となっていたことを各国の古地図の広範な調査を踏まえ明示し、韓国の主張には根拠がないと反論をしている。

韓国政府だけでなく韓国国民も外国の在留韓国人団体を通じたりしていろいろ働きかけをしている。これはそれ以外の歴史問題に通じるところであるけれども、それらの活動によって例えばある国における世界地図で日本海を東海と言う表記に変えさせることに成功した場合、これは国家的に大きな手柄になる。わたしは、韓国のテレビのバラエティー番組か何かで一つの成果が紹介され出演者や観衆から大喝采を浴びる様子が報じられているのをどこかのニュースで見た覚えがある。

我々日本人は平和になれていて、国際場裏においてそのようなせめぎあいが行われているということに無関心である。何かあったらその都度押し返す努力をしないとあるいは言われる前に積極的に情報発信をしないと、知らないうちに世界の認識が変化していることになりかねない。

トランプ大統領が世界中で長年使われていたメキシコ湾という呼称をアメリカ湾と変更したことについては国際法違反とまでは言えないかもしれないが、少なくともこれを国際的に使用することは I H O の設立趣旨に反するものと言わざるを得ない。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
会長 村上秀徳

〈農林水産省〉「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」について

標記法律案が3月7日に閣議決定され、国会に提出されました。

改正法案では現行法の題名の変更や食品等流通合理化計画制度の拡充のほか、当機構の名称変更も規定されるなど、昨年の食料・農業・農村基本法の大改正を受け持続的な食料供給のできる食料システムの確立を図るものとなっています。その背景、概要等を以下にご紹介します。

詳細は、以下の農林水産省HPをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/250214.html>

背景

- 改正食料・農業・農村基本法においては、食料の価格形成に当たり食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずること等を明記。
- 食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を図るため、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成と、農業と食品産業の連携強化等食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体として推進することが必要。

法律案の概要

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

1 題名及び目的

題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。目的規定に食料システムにおける食品等事業者の役割等を明記。（第1条関係）

2 食品等の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進

- (1) 食品等事業者は、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。（第6条から第10条まで関係）
 - ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
 - ② 流通合理化事業活動（食品等の流通の効率化、付加価値向上等）
 - ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
 - ④ 消費者選択支援事業活動（消費者が持続可能性に配慮した物の選択を行うことに資する販売方式の導入等）※ ①～④には技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。
- (2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。（第11条及び第12条関係）

〈支援措置〉

- (1) 日本政策金融公庫による長期低利融資（第15条関係）
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構による研究開発設備の供用（第14条関係）等
（このほか、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制などの税制特例を措置）
- (2) 補助金等で整備された施設等の有効活用（第18条関係）等

3 食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣は、食品等取引実態調査を実施。（第34条及び第35条関係）
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、取引において、次の措置を講ずるよう、努力義務を措置。（第36条関係）
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出がされた場合、誠実に協議。
 - ② 取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力。
- (3) 農林水産大臣は、(2)についての事業者の行動規範（判断基準）を策定。（第37条関係）
- (4) 農林水産大臣は、(2)の適確な実施を確保するため必要な場合に指導・助言を実施。また、(2)の実施状況が著しく不十分な場合は勧告・公表を実施。（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。）（第38条から第40条まで関係）
※ 不公正な取引方法に該当する事実があるときは、公正取引委員会に通知。（第52条関係）
- (5) 農林水産大臣は、指定飲食料品等（※）について、費用の指標の作成・公表、消費者への情報提供等を行う団体を認定。（団体の役員等に対し秘密保持義務を措置。）（第41条から第51条まで関係）
※ 農林水産大臣が、取引において、通常、費用について認識しにくい飲食料品等を指定。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、3（5）の指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。（第4条及び第13条関係）

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

ただし、3（2）から（5）まで及び卸売市場法の一部改正については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。（附則第1条関係）

令和6年度 優良経営食料品小売店等表彰事業 農林水産大臣賞受賞店の概要（抜粋）

■株式会社果実工房 新SUN ～フルーツガーデン 新SUN～ 一佐賀県佐賀市一

<「まずは、優れた果物ありき」を理念とし、お客様との信頼を築き続ける果実店>

まずフルーツパーラーでお客様に高級フルーツを食べて身近に感じてもらい、フルーツショップで商品を購入する流れを作り上げている。

店頭販売の果物の8割が大田市場からの仕入れで、値引き要請は行わず市場（仲卸業者）の言い値で購入する。また仲卸業者のしっかりとしたパッケージで長距離輸送での商品の傷みを極力抑える等、仲卸業者との強い絆づくりが、「優れた果物」を安定的に仕入れる根幹となっている。

佐賀県を代表する果物「にじゅうまる」初競りで購入し、フルーツパーラーで振る舞ったり、保育所の子もたちに給食として振る舞うなど、地域貢献が話題を集め、更に地域の信頼を高める結果に繋がっている。



■有限会社渡辺鮮魚店 一新潟県新潟市中央区一

<仕入れに妥協せず、美味しい魚をお客様に届けるためにチャレンジし続ける鮮魚店>

その日に市場から仕入れた新鮮な鮮魚を提供、「高くても良いものが欲しい」お客様に利用してもらえる品ぞろえを意識し、量販店に並ばない魚が並ぶ。

急速冷凍・真空包装の設備を導入し、温めればすぐに食べられる調理済み惣菜を販売することで、お客様の食事の利便性向上と食品廃棄削減に繋げている。

病院や施設からの手間のかかる加工の要望等にも積極的に取り組み、お客様からの要望は断らないことをモットーとし、チャレンジし続ける姿勢で事業を拡大している。

白が基調の明るい店舗やカッコ良いユニフォーム、またネイル・髪型・髪色は自由にすることが20代の若者の採用に繋がっている。若手の採用は、若い年代のお客様が入りやすい環境づくりにもなっている。



■山から株式会社 ～パンとおやつ 奥阿賀コンビリー～ 一新潟県東蒲原郡阿賀町一

<ベーカリーカフェを中心に地域特産品を活用し、地域高齢者、地域福祉施設利用者も参加するパン屋>

鬼ぐるみなどの奥阿賀の特産品を使用したパンや焼き菓子販売する店舗。

嫌厭されがちな鬼ぐるみや、高齢化率52%といった弱みを強みに変革した地域おこしを「地域おこし運動論」とし、また鬼ぐるみを集めて持参し、お小遣いやパンに交換する「胡桃通貨」の仕組みが出来たことや、集めた鬼ぐるみを割る作業を福祉施設に委託していることが、地域おこしのストーリーとなった。

代表は、この「地域おこし運動論」とストーリーで共感を得、「いなか事業論」として語り、「売上・利益は後からついてくる」と、一般的な経営学とは異なる考え方を発信し話題を生み、お客様を呼び込んでいる。

田舎で事業を続けるためには採用が困難なことから、設備・道具の導入を積極的に行い、従業員が働きやすい環境づくりを大切にしている。



※詳細は当機構ホームページ上に『受賞店の概要』として掲載しています。併せてご覧下さい。

第46回 食品産業優良企業等表彰 受賞者決定

当機構では、一般財団法人食品産業センターとの共催により、農林水産省の後援を得て、毎年食品産業優良企業等表彰を行っています。

この事業は、国民経済の発展及び国民生活の向上に重要な役割を果たしている食品産業に関し、食生活ニーズに対する的確な対応、農商工連携推進等による地域農林水産物の利用増進、生産性の向上、流通の合理化、3Rの推進・省エネ等による地球環境の保全、消費者対応等について、顕著な功績を挙げた者及び食品の製造加工等において高度の技術・技能を有する者に対して、農林水産大臣賞及び農林水産省食料産業局長賞を授与し、広く顕彰するものです。

表彰部門につきましては、食品産業部門、食品流通部門、CSR部門、環境部門、マイスター部門がありますが、当機構は食品流通部門を担当しています。令和7年3月10日（月）に表彰式が如水会館（東京都千代田区）にて開催されました。当機構が担当する食品流通部門の受賞者についてご紹介いたします。

一 農林水産大臣賞（食品流通部門）受賞者4件一

業種	受賞者名	所属・役職名	所在地
水産物卸売業	三木 讓 氏	福井中央魚市株式会社・代表取締役社長 一般社団法人全国水産卸協会・理事	福井県福井市
<p>○氏は平成2年3月に福井中央魚市（株）に入社。以後34年の長きに亘って水産物卸売業に従事し、業務の近代化・高度化に取り組み同社の発展・成長に尽力。同社を、「魚の価値を創出し、消費者へとつなく商社機能を持つ水産物の卸会社」に育て上げた。</p> <p>○地域ブランド「ふくいサーモン」、内水面養殖の「ふくい名水サーモン」等養殖事業の発展に多大の貢献。産地市場と消費地市場の機能を併せ持つ福井市中央卸売市場の特性を活かし、県内で当日早朝に捕れた鮮魚を取り扱う「近海今朝とれ市」を開催、多様化する消費者ニーズに対応。</p> <p>○平成29年8月から現在まで、（一社）全国水産卸協会の理事として、改正卸売市場法、改正食品衛生法によるHACCPの導入、インボイス制度の導入及び水産物流通適正化法等の施行に当たり、その普及・啓発に努め円滑な実施に尽力。また、福井県の県庁・各種団体の役職に就任し、福井県の「ふくいの水産業基本計画」の策定、福井県立大学先端増養殖科学科の新設等に貢献。</p>			

業種	受賞者名	所属・役職名	所在地
水産物仲卸売業	早山 豊 氏	株式会社大作早山商店・代表取締役 全国水産物卸組合連合会・会長	東京都港区
<p>○世界最大級の水産卸売市場の築地市場から豊洲市場への移転という世紀の大移動事業に際し、市場内の最大の業界団体である水産仲卸組合の代表として、数々の困難、試練を乗り越えて平成30年10月、豊洲市場の移転開場に尽力。</p> <p>○この移転事業と同時期に進められた卸売市場法の改正に当たり、全国水産物卸組合連合会の会長として、一時は撤廃まで検討された卸売市場法を存続へと導くことに大きな役割を果たし、仲卸業者の役割や地位の確保に貢献した。また、水産物流通適正化法の法制化に当たっても制度の円滑な導入・実施に協力した。</p> <p>○令和5年7月から豊洲市場内において東日本大震災の被災地の復興支援の一環として「三陸常盤 夢舟楽座」をオープン。漁業関係者からはアルプス処理水の海洋放出に伴う風評を払拭し、消費拡大につながる取組として高く評価されている。</p>			

業種	受賞者名	所属・役職名	所在地
青果物卸売業	中内 良一 氏	大果大阪青果株式会社・代表取締役会長 一般社団法人全国中央市場青果卸売協会・常任理事	大阪府高槻市
<p>○一大都市である大阪府において大阪市場及び大阪府北部市場で営業し、全国卸売会社中2番目の取扱高を上げ、関西における生鮮青果物の安定供給の重要な一翼を担っている。</p> <p>○物流2024年問題では、大阪市中央卸売市場の輸送問題として、荷待ち、荷下し時間の短縮、物流の効率化の取り組みが必要となり、荷受会社、仲卸組合、輸送会社などを含め市場全体の問題として提案し、改善に取組んだ。</p> <p>○社内事務処理システムの再構築を行い、輸入管理システムでは大幅なペーパーレス化及び業務効率化、債務管理システムでは郵便物のメール化によるコスト削減やペーパーレス化を実現。</p> <p>○国産果実や国産果実加工品（市田柿等）を香港、台湾を中心に東アジア・東南アジア各国へ、産地、仲卸、輸出業者と連携して輸出に取組んでいる。また、JA等生産者団体と連携した販促活動、地場の「なにわの伝統野菜」への支援など産地支援にも尽力。</p> <p>○（一社）全国中央市場青果卸売協会（全中青協）で令和5年11月に常任理事に就任し、長年にわたり携わってきた青果物流通の業務におけるその豊富な経験・知識を生かし、全中青協の活動をリードし同協会の発展に大きく寄与した。</p>			

業種	受賞者名	所属・役職名	所在地
ボランティアチェーンを組織する協同組合	泉学氏	有限会社フードセンターいずみ 全日食チェーン四国協同組合・専務理事	徳島県海部郡美波町
<p>○美波町という高齢化・過疎化による急激な人口減少地域において事業の継続的成長を確保するため、ボランティアチェーンによる商品供給事業を基盤とし地元密着型の生き残り戦略を展開、青果・精肉・鮮魚・惣菜生鮮4品の提供を基本とした地域に不可欠の小売店経営を確立した。</p> <p>○このため、昭和52年に全日食チェーン四国本部に加入、昭和63年にはドライ商品中心の四国センター（徳島市）、平成7年にはチルド商品を強化した四国事業本部新センター（徳島市）、平成12年にはチルド商品を一層強化した西四国チルドセンター（西条市）、さらに令和5年には精肉事業を中心とした生鮮事業の集約化を図る岡山総社センター（総社市）を開設するなど四国地域における全日食チェーンの供給体制の整備・確立に多大なる貢献。</p> <p>○“にぎやか過疎”を謳う美波町の代表的イベントである、“由岐伊勢エビまつり”を企画立案、夏場以外の観光閑散期の一大会事になるまで育て上げた。このほか、美波町商工会副会長として、地域活性化の為に“由岐あわびの市”などイベントを次々と開催し、農林水産業をはじめ地域産業に多大な利益をもたらす。</p>			

紹介内容は全て抜粋となります。

詳細については冊子にまとめていますので、お問い合わせ下さい。

〈農林水産省〉

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について

本年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一扫に向けた各種の取組を政府が各業界・企業と連携して進めるよう石破総理から指示があったことを受け、農林水産大臣より、以下の農林水産業・食品産業関連業界の皆様へのメッセージが発出されました。

(参考) 首相官邸HP

「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」

<https://www.kantei.go.jp/jp/103/actions/202501/16kurumaza.html>

農林水産大臣のメッセージ

農林水産業・食品産業関連業界の皆様へ

価格転嫁と取引適正化について

我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点に立っています。

こうした成長型経済への移行を確実なものとし、一人一人の国民の皆様が生活が豊かになったと実感していただけるよう、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現しなければなりません。

こうした中、先日、石破総理大臣から、中小企業が価格転嫁できるよう、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一扫に向けて、更なる対策を講じるよう指示がありました。

農林水産関連業界を所管する立場から、皆様以下に取組をお願い申し上げます。

- ① 下請法違反がないか、業界全体での自主点検を行うこと。
仮に違反がある場合には、迅速な不利益の補償や「自発的申出制度」を活用すること。
- ② 下請法改正法案の成立・施行前から自主的に対応すること。
- ③ 受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直しを行うこと。
- ④ 直接の取引先の更にも先まで価格転嫁が可能となる価格決定をすること。
価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、広く情報発信すること。
- ⑤ 自主行動計画を策定・改善・遵守すること。
- ⑥ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を遵守すること。

令和7年3月
農林水産大臣 江藤 拓

この大臣メッセージに伴う農林水産省事務連絡については、以下のHPをご覧ください。

https://www.ofsi.or.jp/352_p7.pdf

食流紀行

僅かな収入ですが一応確定申告をしています。今年も四苦八苦しなながら苦手な数字と取り組みました。東京に住んでいた頃、一度、江東税務署から呼び出しをくったことがあります。小心者ですから、脱税の摘発なのかドキドキしながら行くと「計算がでたらめです、ここが違う、ここも違う」と赤字の添削を受けて「これでいいですね」さっさと帰れと10分くらいで追い出されホッとしました。

いつから数字が苦手になったのか、確か、小学校の時は算数が好きで成績も良かったと記憶していますが、中学生の時は普通、高校生になると劣等生となり、秀才～凡才～鈍才と下降一直線だった暗い過去を思い出しました。

確定申告をして気づいたのですが、この一年に1泊以上の出張が27回ありました。基本は安いビジネスホテルなので夕食はありません。昔は調べて食べ歩いたものですが、最近では北海道でもセイコーマートがあれば、これが「セコマ」か、とお弁当を買って部屋で食べたりします。

しかし、地元の食材が一番です。松本のソバ、函館のスシ、清水のマグロ、気仙沼のフカヒレ、釜石のサクランボ、富山の刺身キトキト井、薬屋が経営する薬膳、旭川のマトンの串焼き等々、たくさんあるのですが、一つあげますと、2年間、10回近く通った気仙沼が記憶に残ります。

今年2月にも行きました。地元の大手水産卸「阿部長商店」が経営する観光ホテルに夕朝食付きで泊まりました。その夕食のお品書きの一部がこれです。「フカヒレステーキ、フカヒレスープ、マグロ、メカ、ホタテ、ソデイカ、ボタンエビ、仙台牛陶板焼き、ホタテグラタンが並び、マグロの卵、モウカサメの心臓の刺身（毛鹿の星）、メカの皮のサラダ、フカヒレを蜂蜜に練り込んだフカヒレソースがけのアイスクリームなど珍しい品もあります。ワカメのしゃぶしゃぶはびっくりするほど柔らかでした。メカブは好きでよく食べますが全く違う食感です。フカヒレは気仙沼が最大の生産地であり江戸時代から輸出されていましたが、サメ類は今、絶滅が危惧されるほどの人気です。



フカヒレを蜂蜜で練り込んだアイスクリーム

他にも長浜鮮魚市場があります。卸の福岡魚市場が魚食普及施設としてつくった「うおざ」で食べました。中央市場で初の施設であり開場から40日で3万7千人が入りました。「市場との共存」ではなく市場機能の柱として数年間の赤字投資覚悟で経営するというスタンスがすごいと思いました。川端社長から「好きなものを食べていいよ」と言われ図々しく写真にある刺身等を頂きました。



博多鮮魚市場にある「うおざ」で食べました

高齢者が「これが最後だから」と家族にねだるのを「これが最後詐欺」というようですが、私は胸を張って自分に「これが最後」と言い聞かせています。食事はいつでも大事ですが、私にとって1回の食事はことさら大事です。「頂きます」の言葉は他者の生命を頂くことで自らの生命をつなぐことに対する感謝の気持ちなのだと思えられましたので、その気持ちだけは持ち続けようと思っています。

市場流通ジャーナリスト 浅沼 進

編集後記

先日、優良経営食料品小売店等表彰事業の表彰式が行われました。

実際に受賞者の皆様とお話してみると、新しい店舗の出店準備をされている方や自治体と連携で作物の開発している方、次は大臣賞を目指しますとおっしゃる方など、更なる進化を目指す皆様の意識の高さに感服しました。

今月号ではその中から農林水産大臣賞3店舗を簡単にご紹介いたしました。当機構のHPに受賞店全店のノウハウが詳しく掲載されていますので、ご興味のある方は是非ご参照下さい。(S)

編集

食流機構

◆2025年4月号／通巻352号

◆令和7年4月1日発行

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F

☎ 03-5809-2175 ㊟ 03-5809-2183

✉ ofsi@ofsi.or.jp ㊿ <https://www.ofsi.or.jp/>

☐総務部 ☎ 03-5809-2175

☐業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。